（前のページより続き）

○天塩川水系天塩川（左岸　中川郡中川町字大富十三番一地先から海まで、右岸　中川郡中川町字歌内十八番九地先から海まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（同一九九）　九
○天塩川水系雄信内川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（同二〇〇）　九
○留萌川水系留萌川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（同二〇一）　九

〔国会事項〕

内閣　内閣府　金融庁　総務省　特許庁　九

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　一〇
大淀川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　一〇

〔人事異動〕

内閣府　金融庁　総務省　特許庁　九

〔公　告〕

諸　事　項

**官庁**
適格機関投資家、財団、鉱業法第一四二条の規定、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、基本測量関係事項関係　一〇
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
**特殊法人等**
厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　二七
**会社その他**

# 省　令

**○総務省令第七十七号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

総務大臣　山本　早苗

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「並びに」を「及び」に改める。

第六十三条第一項中「並びに」を「及び」に、「又は別表第六十九号」を「、別表第六十九号又は別表第六十九号の二」に改める。

第八十一条の二第一項中「未満」を「未満のもの」に、「高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上に限る。）にあっては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式」を「高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上のものであって、第四条第一項又は第二十四条の五第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定が適用されるものに限る。以下この項において「特定高精細度テレビジョン放送」という。）にあっては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式、高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上のものであって、特定高精細度テレビジョン放送を除く。）にあっては別表第十九号、別表第六十九号又は別表第六十九号の二に掲げる方程式」に改める。

別表第六十九号の二注3を次のように改める。

3　$E'_Y$、$E'_{CB}$及び$E'_{CR}$は、次のとおりとする。

$E'_Y=0.2627E'_R+0.6780E'_G+0.0593E'_B$

$E'_{CB}=(E'_B-E'_Y)\ /1.8814$

$E'_{CR}=(E'_R-E'_Y)\ /1.4746$

ただし、$E'_R$、$E'_G$及び$E'_B$はそれぞれ画素数を走査したときに生ずる赤、緑及び青の各信号電圧をガンマ補正（受像管の赤、緑及び青に対する輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれの信号電圧$E'_R$、$E'_G$及び$E'_B$を受像管の特性の逆特性を持つように補正することをいう。）した電圧（基準白色レベルで正規化された電圧）であって、ＣＩＥ表示系（国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。）において次の表に掲げるｘ及びｙの値を有する赤、緑及び青を三原色とする受像管に適合するものとする。

| | ｘ | ｙ |
|---|---|---|
| 赤 | 0.708 | 0.292 |
| 緑 | 0.170 | 0.797 |
| 青 | 0.131 | 0.046 |